

議案第49号

石岡市地区ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を制定
することについて

石岡市地区ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、地区ふれあいセンターの利用料金を改正するため。

石岡市地区ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

石岡市地区ふれあいセンター条例（平成18年石岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

地区ふれあいセンター利用料金

（単位：円）

区分	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～22:00
集会室	1,100	1,100	1,100	3,300
和室（1室当たり）	550	550	550	1,650
調理室	770	770	770	2,310

備考 営利を目的とする場合は、それぞれ5倍の料金とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。